

1 現行の運賃等一覧（令和6年8月1日時点）

（円）

	運賃 （現金）		定期券			
			通勤定期		通学定期	
	大人	小人	1か月	3か月	1か月	3か月
日立自動車	210	110	9,230	26,300	7,380	21,030
新日本観光	210	110	9,450	26,930	7,560	21,550
都営バス	210	110	9,450	26,930	7,560	21,550
国際興業	230	120	10,250	29,210	8,180	23,310
東武バス	230	120	10,350	29,500	8,280	23,600
朝日自動車	230	120	10,350	29,500	8,280	23,600
京成タウン	220	110	9,900	28,220	7,920	22,570

2 見直しの考え方

- （1）日立自動車交通が運行するはるかぜ1号（西新井・綾瀬線）、はるかぜ9号（青井・亀有線）、はるかぜ12号（西新井・亀有線）は、**東武バスセントラル**や**朝日自動車**が運行する路線と運行エリアが多く競合している。
- （2）新日本観光自動車が運行するはるかぜ5号（北千住駅西側地域循環）、はるかぜ6号（北千住・鹿浜線）、はるかぜ8号（小台・宮城循環）、はるかぜ11号（堀之内・椿循環）は、**都営バス**や**東武バスセントラル**が運行する路線と運行エリアが多く競合している。
- （3）日立自動車及び国際興業以外の定期券の金額は、運賃を基にした都営バスの定期券金額算定方法と同額となっている。

運行経費を自治体が負担する場合、**民業圧迫とならないよう周辺のバス路線と同一運賃とする必要**がある。

販売されている定期券は金額式定期券であり、区間を指定していないため、片道運賃区域内であれば、同一事業者が運行する他自治体の路線も乗り放題である。しかしながら、**協働事業の2事業者の定期券は、はるかぜ路線専用であるため汎用性は低く、他事業者よりも低廉化したとしても影響は少ない**と考えられる。

3 見直し案（令和6年10月1日以降）

以上を踏まえ、下表のとおり、令和6年10月1日付で運賃改定を行う。

【運賃】周辺の路線の最も高い運賃と同額とする

（大人210円→230円、小人110円→120円）

【定期券】本来であれば運賃の値上げに伴い、現行より高価となるものの、通勤通学等の日常的なはるかぜユーザーへの影響を最小限とするため、定期券については据え置きとする。

（円）

	運賃 （現金・IC）		定期券			
			通勤定期		通学定期	
	大人	小人	1か月	3か月	1か月	3か月
日立自動車	230	120	9,230	26,300	7,380	21,030
新日本観光	230	120	9,450	26,930	7,560	21,550